

# 北海道森林管理局 3 根釧西部樹木採取区の指定に 対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

## 北海道森林管理局

樹木採取区の指定に当たり、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の6第1項の規定に基づき案を公告し、公衆の縦覧に供したところ、公衆からの意見の申し立てはありませんでした。

また、同案に対し北海道及び「地域管理経営計画等に関する懇談会」委員から出された意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

### \* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていることとしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なものの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
<p>公益的機能の配慮といった法改正の趣旨や、地域の林業経営者が実施しやすい規模での採取権が設定されることを関係者に広く周知するなど、地域の森林整備を担う林業事業体の育成に配慮いただきたい。</p>	1	<p>公告縦覧の開始時において意欲と能力のある事業者等を対象として制度の概要等について説明し意見徴収したところであり、公募開始後においても樹木採取権制度の概要、樹木採取区の概要、申請書の記載方法等についての説明会を開催します。また、開催案内については、北海道森林管理局ホームページや樹木採取区を所管する森林管理署において広く周知します。</p>
<p>①当該地域は森林と沿岸域が距離的に近いため漁場環境の保全への配慮が必要（より注意を要する）と思われます。</p> <p>②事業者によっては、沢沿いの植生の保全への意識が低いこともあるため、事業者を決める際に留意すべきかと思えます。</p> <p>③樹木採取権の運用にあたっては、毎年、事業者が国有林の定めたルールに沿って施業をしているかどうかチェックをする仕組みとなっているのでしょうか。（契約は複数年でもチェックは毎年、あるいは都度に行うかどうか）</p>	1	<p>①及び② 樹木採取権者は、樹木の採取のほか事業を実施するに当たっては、樹木の採取に関する基準によることとされており、採取方法ごとの採取規整、保護樹帯の設定等、法令の遵守、その他の環境保全上配慮すべき事項等により適切に実施していきます。</p> <p>③ 樹木採取権の運用に当たっては、樹木採取権者が毎年度、当該年度の前年に実施計画案を提出し、国の承認を得ることとされているほか、毎年度、前年度の定期報告として、実行報告及び取引状況報告を提出しなければならないこととしています。</p>